

聯合「一」に「國利」を信出式ノ出ク善ク出テ

第二十一條 () ()ノ「五十八」に「二百人」を信出。「一」

第二十二條 () ()ノ「中條六段」を「中條六段」に「一」

第二十三條 () ()ノ「中條六段」を「中條六段」に「一」

附注

() ()ノ「中條六段」を「中條六段」に「一」

第二十條 () ()ノ「中條六段」を「中條六段」に「一」

第二十條 () ()ノ「中條六段」を「中條六段」に「一」

第十八條 () ()ノ「中條六段」を「中條六段」に「一」

第十八條 () ()ノ「中條六段」を「中條六段」に「一」

第二十條 () ()ノ「中條六段」を「中條六段」に「一」

第二十條 () ()ノ「中條六段」を「中條六段」に「一」

第二十條 () ()ノ「中條六段」を「中條六段」に「一」

第二十條 () ()ノ「中條六段」を「中條六段」に「一」

但シ二百名ニ滿テザル團體ト雖モ同盟直屬支部トシテ加盟
ヲ認メルコトヲ得

第二十二條 () ()ノ「中條六段」を「中條六段」に「一」

訂正

第二十六條 () ()ノ「中條六段」を「中條六段」に「一」

「本同盟會」會計年度ハ毎年大會ヨリ大會迄トス」

第二十九條 () ()ノ「中條六段」を「中條六段」に「一」

本同盟規約ハ昭和七年十月十七日ヨリ之ヲ施行ス。

全國労働組合同盟會
規約
報